

議案第 22 号

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例

川崎市消防団給与条例（昭和 23 年川崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「から支給し、」を「から」に改め、「）まで」の次に「の期間（勤務しない期間を除く。）について」を加え、同条第 4 項中「支給し、」を削り、「まで」の次に「の期間（勤務しない期間を除く。）について」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

勤務しない期間の報酬を不支給とするため、この条例を制定するものである。